

# 第79期 中間決算公告

平成21年12月25日

沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号  
株式会社 沖縄銀行  
取締役頭取 安里昌利

## 中間貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	38,517	預 金	1,442,342
コ ー ル 口 ー ン	79,503	借 用 金	900
買 入 金 銭 債 権	188	外 国 為 替	44
有 価 証 券	312,409	信 託 勘 定 借	9,137
貸 出 金	1,125,435	そ の 他 負 債	23,135
外 国 為 替	1,408	未 払 法 人 税 等	1,753
そ の 他 資 産	18,234	リ ー ス 債 務	749
有 形 固 定 資 産	16,324	そ の 他 の 負 債	20,632
無 形 固 定 資 産	1,527	賞 与 引 当 金	560
繰 延 税 金 資 産	2,092	退 職 給 付 引 当 金	5,708
支 払 承 諾 見 返	11,700	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	240
貸 倒 引 当 金	△ 9,686	信 託 元 本 補 填 引 当 金	231
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	85
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,693
		支 払 承 諾	11,700
		負債の部合計	1,495,780
		(純資産の部)	
		資 本 金	22,725
		資 本 剰 余 金	17,624
		資 本 準 備 金	17,623
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	58,720
		利 益 準 備 金	9,535
		そ の 他 利 益 剰 余 金	49,184
		別 途 積 立 金	44,520
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,664
		自 己 株 式	△ 2,667
		株主資本合計	96,402
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,488
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	21
		土 地 再 評 価 差 額 金	963
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,472
		純資産の部合計	101,874
資産の部合計	1,597,655	負債及び純資産の部合計	1,597,655

中間損益計算書 〔平成21年4月1日から  
平成21年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金	額
<b>経 常 収 益</b>		<b>19,558</b>
資 金 運 用 収 益	16,075	
（うち貸出金利息）	（ 13,983 ）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 1,943 ）	
信 託 報 酬	171	
役 務 取 引 等 収 益	1,883	
そ の 他 業 務 収 益	965	
そ の 他 経 常 収 益	461	
<b>経 常 費 用</b>		<b>13,617</b>
資 金 調 達 費 用	2,040	
（うち預金利息）	（ 1,944 ）	
役 務 取 引 等 費 用	1,225	
そ の 他 業 務 費 用	27	
営 業 経 費	9,182	
そ の 他 経 常 費 用	1,141	
<b>経 常 利 益</b>		<b>5,941</b>
<b>特 別 利 益</b>		<b>167</b>
固 定 資 産 処 分 益	2	
償 却 債 権 取 立 益	121	
信託元本補填引当金戻入益	43	
<b>特 別 損 失</b>		<b>65</b>
固 定 資 産 処 分 損	15	
減 損 損 失	49	
<b>税 引 前 中 間 純 利 益</b>		<b>6,043</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,775	
法 人 税 等 調 整 額	376	
<b>法 人 税 等 合 計</b>		<b>2,151</b>
<b>中 間 純 利 益</b>		<b>3,891</b>

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 5年～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,006百万円であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理

- (4) 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5) 信託元本補填引当金  
信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- (6) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備え、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (2) 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 1,329百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,968百万円、延滞債権額は17,675百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は707百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,458百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 21,809 百万円であります。なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 9,336 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産  |            |
| 有価証券        | 73,149 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |            |
| 預金          | 7,503 百万円  |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券 37,099 百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は 450 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、119,957 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが 66,315 百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が 45,616 百万円あります。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日  
平成 10 年 3 月 31 日
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 16,477 百万円
11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,450 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 4,833 円 25 銭
14. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 11.66%

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、株式等売却益 292 百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、株式等償却 416 百万円、株式等売却損 247 百万円及び貸倒引当金繰入額 213 百万円を含んでおります。
3. 1 株当たり中間純利益金額 184 円 10 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	8,002	8,271	268
社債	7,961	8,109	148
その他	4,997	4,912	△85
外国債券	4,997	4,912	△85
合計	20,961	21,292	331

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	18,668	21,190	2,522
債券	252,589	257,566	4,977
国債	206,432	211,148	4,715
地方債	28,794	29,634	840
社債	17,362	16,783	△578
その他	8,167	8,052	△114
外国債券	5,302	5,434	132
その他の有価証券	2,864	2,617	△246
合計	279,424	286,809	7,384

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。

当中間期における減損処理額は、416百万円 (株式) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間決算日の時価が取得原価に比べ30%以上下落したこと」としております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は5,010百万円増加、「繰延税金資産」は1,993百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,016百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した価格を理論価格としており、当該価格は、国債の利回りから算出する将来価値にコンベクシティ調整及びゼロ・フロア・オプション調整を行い算出しております。なお、国債の利回り及び利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	1,450
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	1,329
その他有価証券 非上場株式 (店頭売買株式を除く) その他出資金	1,264 594

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成 21 年 9 月 30 日現在）  
該当事項はありません
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 21 年 9 月 30 日現在）  
該当事項はありません

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	3,326 百万円
退職給付引当金	2,271
関係会社支援損失	678
減価償却費	612
貸出金償却	403
有価証券	258
その他	825
繰延税金資産小計	8,377
評価性引当額	△3,374
繰延税金資産合計	5,002
繰延税金負債	
<sub>1</sub> <sub>2</sub> <sub>3</sub> <sub>4</sub> <sub>5</sub> <sub>6</sub> <sub>7</sub> <sub>8</sub> <sub>9</sub> <sub>10</sub> <sub>11</sub> <sub>12</sub> <sub>13</sub> <sub>14</sub> <sub>15</sub> <sub>16</sub> <sub>17</sub> <sub>18</sub> <sub>19</sub> <sub>20</sub> <sub>21</sub> <sub>22</sub> <sub>23</sub> <sub>24</sub> <sub>25</sub> <sub>26</sub> <sub>27</sub> <sub>28</sub> <sub>29</sub> <sub>30</sub> <sub>31</sub> <sub>32</sub> <sub>33</sub> <sub>34</sub> <sub>35</sub> <sub>36</sub> <sub>37</sub> <sub>38</sub> <sub>39</sub> <sub>40</sub> <sub>41</sub> <sub>42</sub> <sub>43</sub> <sub>44</sub> <sub>45</sub> <sub>46</sub> <sub>47</sub> <sub>48</sub> <sub>49</sub> <sub>50</sub> <sub>51</sub> <sub>52</sub> <sub>53</sub> <sub>54</sub> <sub>55</sub> <sub>56</sub> <sub>57</sub> <sub>58</sub> <sub>59</sub> <sub>60</sub> <sub>61</sub> <sub>62</sub> <sub>63</sub> <sub>64</sub> <sub>65</sub> <sub>66</sub> <sub>67</sub> <sub>68</sub> <sub>69</sub> <sub>70</sub> <sub>71</sub> <sub>72</sub> <sub>73</sub> <sub>74</sub> <sub>75</sub> <sub>76</sub> <sub>77</sub> <sub>78</sub> <sub>79</sub> <sub>80</sub> <sub>81</sub> <sub>82</sub> <sub>83</sub> <sub>84</sub> <sub>85</sub> <sub>86</sub> <sub>87</sub> <sub>88</sub> <sub>89</sub> <sub>90</sub> <sub>91</sub> <sub>92</sub> <sub>93</sub> <sub>94</sub> <sub>95</sub> <sub>96</sub> <sub>97</sub> <sub>98</sub> <sub>99</sub> <sub>100</sub> <sub>101</sub> <sub>102</sub> <sub>103</sub> <sub>104</sub> <sub>105</sub> <sub>106</sub> <sub>107</sub> <sub>108</sub> <sub>109</sub> <sub>110</sub> <sub>111</sub> <sub>112</sub> <sub>113</sub> <sub>114</sub> <sub>115</sub> <sub>116</sub> <sub>117</sub> <sub>118</sub> <sub>119</sub> <sub>120</sub> <sub>121</sub> <sub>122</sub> <sub>123</sub> <sub>124</sub> <sub>125</sub> <sub>126</sub> <sub>127</sub> <sub>128</sub> <sub>129</sub> <sub>130</sub> <sub>131</sub> <sub>132</sub> <sub>133</sub> <sub>134</sub> <sub>135</sub> <sub>136</sub> <sub>137</sub> <sub>138</sub> <sub>139</sub> <sub>140</sub> <sub>141</sub> <sub>142</sub> <sub>143</sub> <sub>144</sub> <sub>145</sub> <sub>146</sub> <sub>147</sub> <sub>148</sub> <sub>149</sub> <sub>150</sub> <sub>151</sub> <sub>152</sub> <sub>153</sub> <sub>154</sub> <sub>155</sub> <sub>156</sub> <sub>157</sub> <sub>158</sub> <sub>159</sub> <sub>160</sub> <sub>161</sub> <sub>162</sub> <sub>163</sub> <sub>164</sub> <sub>165</sub> <sub>166</sub> <sub>167</sub> <sub>168</sub> <sub>169</sub> <sub>170</sub> <sub>171</sub> <sub>172</sub> <sub>173</sub> <sub>174</sub> <sub>175</sub> <sub>176</sub> <sub>177</sub> <sub>178</sub> <sub>179</sub> <sub>180</sub> <sub>181</sub> <sub>182</sub> <sub>183</sub> <sub>184</sub> <sub>185</sub> <sub>186</sub> <sub>187</sub> <sub>188</sub> <sub>189</sub> <sub>190</sub> <sub>191</sub> <sub>192</sub> <sub>193</sub> <sub>194</sub> <sub>195</sub> <sub>196</sub> <sub>197</sub> <sub>198</sub> <sub>199</sub> <sub>200</sub> <sub>201</sub> <sub>202</sub> <sub>203</sub> <sub>204</sub> <sub>205</sub> <sub>206</sub> <sub>207</sub> <sub>208</sub> <sub>209</sub> <sub>210</sub> <sub>211</sub> <sub>212</sub> <sub>213</sub> <sub>214</sub> <sub>215</sub> <sub>216</sub> <sub>217</sub> <sub>218</sub> <sub>219</sub> <sub>220</sub> <sub>221</sub> <sub>222</sub> <sub>223</sub> <sub>224</sub> <sub>225</sub> <sub>226</sub> <sub>227</sub> <sub>228</sub> <sub>229</sub> <sub>230</sub> <sub>231</sub> <sub>232</sub> <sub>233</sub> <sub>234</sub> <sub>235</sub> <sub>236</sub> <sub>237</sub> <sub>238</sub> <sub>239</sub> <sub>240</sub> <sub>241</sub> <sub>242</sub> <sub>243</sub> <sub>244</sub> <sub>245</sub> <sub>246</sub> <sub>247</sub> <sub>248</sub> <sub>249</sub> <sub>250</sub> <sub>251</sub> <sub>252</sub> <sub>253</sub> <sub>254</sub> <sub>255</sub> <sub>256</sub> <sub>257</sub> <sub>258</sub> <sub>259</sub> <sub>260</sub> <sub>261</sub> <sub>262</sub> <sub>263</sub> <sub>264</sub> <sub>265</sub> <sub>266</sub> <sub>267</sub> <sub>268</sub> <sub>269</sub> <sub>270</sub> <sub>271</sub> <sub>272</sub> <sub>273</sub> <sub>274</sub> <sub>275</sub> <sub>276</sub> <sub>277</sub> <sub>278</sub> <sub>279</sub> <sub>280</sub> <sub>281</sub> <sub>282</sub> <sub>283</sub> <sub>284</sub> <sub>285</sub> <sub>286</sub> <sub>287</sub> <sub>288</sub> <sub>289</sub> <sub>290</sub> <sub>291</sub> <sub>292</sub> <sub>293</sub> <sub>294</sub> <sub>295</sub> <sub>296</sub> <sub>297</sub> <sub>298</sub> <sub>299</sub> <sub>300</sub> <sub>301</sub> <sub>302</sub> <sub>303</sub> <sub>304</sub> <sub>305</sub> <sub>306</sub> <sub>307</sub> <sub>308</sub> <sub>309</sub> <sub>310</sub> <sub>311</sub> <sub>312</sub> <sub>313</sub> <sub>314</sub> <sub>315</sub> <sub>316</sub> <sub>317</sub> <sub>318</sub> <sub>319</sub> <sub>320</sub> <sub>321</sub> <sub>322</sub> <sub>323</sub> <sub>324</sub> <sub>325</sub> <sub>326</sub> <sub>327</sub> <sub>328</sub> <sub>329</sub> <sub>330</sub> <sub>331</sub> <sub>332</sub> <sub>333</sub> <sub>334</sub> <sub>335</sub> <sub>336</sub> <sub>337</sub> <sub>338</sub> <sub>339</sub> <sub>340</sub> <sub>341</sub> <sub>342</sub> <sub>343</sub> <sub>344</sub> <sub>345</sub> <sub>346</sub> <sub>347</sub> <sub>348</sub> <sub>349</sub> <sub>350</sub> <sub>351</sub> <sub>352</sub> <sub>353</sub> <sub>354</sub> <sub>355</sub> <sub>356</sub> <sub>357</sub> <sub>358</sub> <sub>359</sub> <sub>360</sub> <sub>361</sub> <sub>362</sub> <sub>363</sub> <sub>364</sub> <sub>365</sub> <sub>366</sub> <sub>367</sub> <sub>368</sub> <sub>369</sub> <sub>370</sub> <sub>371</sub> <sub>372</sub> <sub>373</sub> <sub>374</sub> <sub>375</sub> <sub>376</sub> <sub>377</sub> <sub>378</sub> <sub>379</sub> <sub>380</sub> <sub>381</sub> <sub>382</sub> <sub>383</sub> <sub>384</sub> <sub>385</sub> <sub>386</sub> <sub>387</sub> <sub>388</sub> <sub>389</sub> <sub>390</sub> <sub>391</sub> <sub>392</sub> <sub>393</sub> <sub>394</sub> <sub>395</sub> <sub>396</sub> <sub>397</sub> <sub>398</sub> <sub>399</sub> <sub>400</sub> <sub>401</sub> <sub>402</sub> <sub>403</sub> <sub>404</sub> <sub>405</sub> <sub>406</sub> <sub>407</sub> <sub>408</sub> <sub>409</sub> <sub>410</sub> <sub>411</sub> <sub>412</sub> <sub>413</sub> <sub>414</sub> <sub>415</sub> <sub>416</sub> <sub>417</sub> <sub>418</sub> <sub>419</sub> <sub>420</sub> <sub>421</sub> <sub>422</sub> <sub>423</sub> <sub>424</sub> <sub>425</sub> <sub>426</sub> <sub>427</sub> <sub>428</sub> <sub>429</sub> <sub>430</sub> <sub>431</sub> <sub>432</sub> <sub>433</sub> <sub>434</sub> <sub>435</sub> <sub>436</sub> <sub>437</sub> <sub>438</sub> <sub>439</sub> <sub>440</sub> <sub>441</sub> <sub>442</sub> <sub>443</sub> <sub>444</sub> <sub>445</sub> <sub>446</sub> <sub>447</sub> <sub>448</sub> <sub>449</sub> <sub>450</sub> <sub>451</sub> <sub>452</sub> <sub>453</sub> <sub>454</sub> <sub>455</sub> <sub>456</sub> <sub>457</sub> <sub>458</sub> <sub>459</sub> <sub>460</sub> <sub>461</sub> <sub>462</sub> <sub>463</sub> <sub>464</sub> <sub>465</sub> <sub>466</sub> <sub>467</sub> <sub>468</sub> <sub>469</sub> <sub>470</sub> <sub>471</sub> <sub>472</sub> <sub>473</sub> <sub>474</sub> <sub>475</sub> <sub>476</sub> <sub>477</sub> <sub>478</sub> <sub>479</sub> <sub>480</sub> <sub>481</sub> <sub>482</sub> <sub>483</sub> <sub>484</sub> <sub>485</sub> <sub>486</sub> <sub>487</sub> <sub>488</sub> <sub>489</sub> <sub>490</sub> <sub>491</sub> <sub>492</sub> <sub>493</sub> <sub>494</sub> <sub>495</sub> <sub>496</sub> <sub>497</sub> <sub>498</sub> <sub>499</sub> <sub>500</sub> <sub>501</sub> <sub>502</sub> <sub>503</sub> <sub>504</sub> <sub>505</sub> <sub>506</sub> <sub>507</sub> <sub>508</sub> <sub>509</sub> <sub>510</sub> <sub>511</sub> <sub>512</sub> <sub>513</sub> <sub>514</sub> <sub>515</sub> <sub>516</sub> <sub>517</sub> <sub>518</sub> <sub>519</sub> <sub>520</sub> <sub>521</sub> <sub>522</sub> <sub>523</sub> <sub>524</sub> <sub>525</sub> <sub>526</sub> <sub>527</sub> <sub>528</sub> <sub>529</sub> <sub>530</sub> <sub>531</sub> <sub>532</sub> <sub>533</sub> <sub>534</sub> <sub>535</sub> <sub>536</sub> <sub>537</sub> <sub>538</sub> <sub>539</sub> <sub>540</sub> <sub>541</sub> <sub>542</sub> <sub>543</sub> <sub>544</sub> <sub>545</sub> <sub>546</sub> <sub>547</sub> <sub>548</sub> <sub>549</sub> <sub>550</sub> <sub>551</sub> <sub>552</sub> <sub>553</sub> <sub>554</sub> <sub>555</sub> <sub>556</sub> <sub>557</sub> <sub>558</sub> <sub>559</sub> <sub>560</sub> <sub>561</sub> <sub>562</sub> <sub>563</sub> <sub>564</sub> <sub>565</sub> <sub>566</sub> <sub>567</sub> <sub>568</sub> <sub>569</sub> <sub>570</sub> <sub>571</sub> <sub>572</sub> <sub>573</sub> <sub>574</sub> <sub>575</sub> <sub>576</sub> <sub>577</sub> <sub>578</sub> <sub>579</sub> <sub>580</sub> <sub>581</sub> <sub>582</sub> <sub>583</sub> <sub>584</sub> <sub>585</sub> <sub>586</sub> <sub>587</sub> <sub>588</sub> <sub>589</sub> <sub>590</sub> <sub>591</sub> <sub>592</sub> <sub>593</sub> <sub>594</sub> <sub>595</sub> <sub>596</sub> <sub>597</sub> <sub>598</sub> <sub>599</sub> <sub>600</sub> <sub>601</sub> <sub>602</sub> <sub>603</sub> <sub>604</sub> <sub>605</sub> <sub>606</sub> <sub>607</sub> <sub>608</sub> <sub>609</sub> <sub>610</sub> <sub>611</sub> <sub>612</sub> <sub>613</sub> <sub>614</sub> <sub>615</sub> <sub>616</sub> <sub>617</sub> <sub>618</sub> <sub>619</sub> <sub>620</sub> <sub>621</sub> <sub>622</sub> <sub>623</sub> <sub>624</sub> <sub>625</sub> <sub>626</sub> <sub>627</sub> <sub>628</sub> <sub>629</sub> <sub>630</sub> <sub>631</sub> <sub>632</sub> <sub>633</sub> <sub>634</sub> <sub>635</sub> <sub>636</sub> <sub>637</sub> <sub>638</sub> <sub>639</sub> <sub>640</sub> <sub>641</sub> <sub>642</sub> <sub>643</sub> <sub>644</sub> <sub>645</sub> <sub>646</sub> <sub>647</sub> <sub>648</sub> <sub>649</sub> <sub>650</sub> <sub>651</sub> <sub>652</sub> <sub>653</sub> <sub>654</sub> <sub>655</sub> <sub>656</sub> <sub>657</sub> <sub>658</sub> <sub>659</sub> <sub>660</sub> <sub>661</sub> <sub>662</sub> <sub>663</sub> <sub>664</sub> <sub>665</sub> <sub>666</sub> <sub>667</sub> <sub>668</sub> <sub>669</sub> <sub>670</sub> <sub>671</sub> <sub>672</sub> <sub>673</sub> <sub>674</sub> <sub>675</sub> <sub>676</sub> <sub>677</sub> <sub>678</sub> <sub>679</sub> <sub>680</sub> <sub>681</sub> <sub>682</sub> <sub>683</sub> <sub>684</sub> <sub>685</sub> <sub>686</sub> <sub>687</sub> <sub>688</sub> <sub>689</sub> <sub>690</sub> <sub>691</sub> <sub>692</sub> <sub>693</sub> <sub>694</sub> <sub>695</sub> <sub>696</sub> <sub>697</sub> <sub>698</sub> <sub>699</sub> <sub>700</sub> <sub>701</sub> <sub>702</sub> <sub>703</sub> <sub>704</sub> <sub>705</sub> <sub>706</sub> <sub>707</sub> <sub>708</sub> <sub>709</sub> <sub>710</sub> <sub>711</sub> <sub>712</sub> <sub>713</sub> <sub>714</sub> <sub>715</sub> <sub>716</sub> <sub>717</sub> <sub>718</sub> <sub>719</sub> <sub>720</sub> <sub>721</sub> <sub>722</sub> <sub>723</sub> <sub>724</sub> <sub>725</sub> <sub>726</sub> <sub>727</sub> <sub>728</sub> <sub>729</sub> <sub>730</sub> <sub>731</sub> <sub>732</sub> <sub>733</sub> <sub>734</sub> <sub>735</sub> <sub>736</sub> <sub>737</sub> <sub>738</sub> <sub>739</sub> <sub>740</sub> <sub>741</sub> <sub>742</sub> <sub>743</sub> <sub>744</sub> <sub>745</sub> <sub>746</sub> <sub>747</sub> <sub>748</sub> <sub>749</sub> <sub>750</sub> <sub>751</sub> <sub>752</sub> <sub>753</sub> <sub>754</sub> <sub>755</sub> <sub>756</sub> <sub>757</sub> <sub>758</sub> <sub>759</sub> <sub>760</sub> <sub>761</sub> <sub>762</sub> <sub>763</sub> <sub>764</sub> <sub>765</sub> <sub>766</sub> <sub>767</sub> <sub>768</sub> <sub>769</sub> <sub>770</sub> <sub>771</sub> <sub>772</sub> <sub>773</sub> <sub>774</sub> <sub>775</sub> <sub>776</sub> <sub>777</sub> <sub>778</sub> <sub>779</sub> <sub>780</sub> <sub>781</sub> <sub>782</sub> <sub>783</sub> <sub>784</sub> <sub>785</sub> <sub>786</sub> <sub>787</sub> <sub>788</sub> <sub>789</sub> <sub>790</sub> <sub>791</sub> <sub>792</sub> <sub>793</sub> <sub>794</sub> <sub>795</sub> <sub>796</sub> <sub>797</sub> <sub>798</sub> <sub>799</sub> <sub>800</sub> <sub>801</sub> <sub>802</sub> <sub>803</sub> <sub>804</sub> <sub>805</sub> <sub>806</sub> <sub>807</sub> <sub>808</sub> <sub>809</sub> <sub>810</sub> <sub>811</sub> <sub>812</sub> <sub>813</sub> <sub>814</sub> <sub>815</sub> <sub>816</sub> <sub>817</sub> <sub>818</sub> <sub>819</sub> <sub>820</sub> <sub>821</sub> <sub>822</sub> <sub>823</sub> <sub>824</sub> <sub>825</sub> <sub>826</sub> <sub>827</sub> <sub>828</sub> <sub>829</sub> <sub>830</sub> <sub>831</sub> <sub>832</sub> <sub>833</sub> <sub>834</sub> <sub>835</sub> <sub>836</sub> <sub>837</sub> <sub>838</sub> <sub>839</sub> <sub>840</sub> <sub>841</sub> <sub>842</sub> <sub>843</sub> <sub>844</sub> <sub>845</sub> <sub>846</sub> <sub>847</sub> <sub>848</sub> <sub>849</sub> <sub>850</sub> <sub>851</sub> <sub>852</sub> <sub>853</sub> <sub>854</sub> <sub>855</sub> <sub>856</sub> <sub>857</sub> <sub>858</sub> <sub>859</sub> <sub>860</sub> <sub>861</sub> <sub>862</sub> <sub>863</sub> <sub>864</sub> <sub>865</sub> <sub>866</sub> <sub>867</sub> <sub>868</sub> <sub>869</sub> <sub>870</sub> <sub>871</sub> <sub>872</sub> <sub>873</sub> <sub>874</sub> <sub>875</sub> <sub>876</sub> <sub>877</sub> <sub>878</sub> <sub>879</sub> <sub>880</sub> <sub>881</sub> <sub>882</sub> <sub>883</sub> <sub>884</sub> <sub>885</sub> <sub>886</sub> <sub>887</sub> <sub>888</sub> <sub>889</sub> <sub>890</sub> <sub>891</sub> <sub>892</sub> <sub>893</sub> <sub>894</sub> <sub>895</sub> <sub>896</sub> <sub>897</sub> <sub>898</sub> <sub>899</sub> <sub>900</sub> <sub>901</sub> <sub>902</sub> <sub>903</sub> <sub>904</sub> <sub>905</sub> <sub>906</sub> <sub>907</sub> <sub>908</sub> <sub>909</sub> <sub>910</sub> <sub>911</sub> <sub>912</sub> <sub>913</sub> <sub>914</sub> <sub>915</sub> <sub>916</sub> <sub>917</sub> <sub>918</sub> <sub>919</sub> <sub>920</sub> <sub>921</sub> <sub>922</sub> <sub>923</sub> <sub>924</sub> <sub>925</sub> <sub>926</sub> <sub>927</sub> <sub>928</sub> <sub>929</sub> <sub>930</sub> <sub>931</sub> <sub>932</sub> <sub>933</sub> <sub>934</sub> <sub>935</sub> <sub>936</sub> <sub>937</sub> <sub>938</sub> <sub>939</sub> <sub>940</sub> <sub>941</sub> <sub>942</sub> <sub>943</sub> <sub>944</sub> <sub>945</sub> <sub>946</sub> <sub>947</sub> <sub>948</sub> <sub>949</sub> <sub>950</sub> <sub>951</sub> <sub>952</sub> <sub>953</sub> <sub>954</sub> <sub>955</sub> <sub>956</sub> <sub>957</sub> <sub>958</sub> <sub>959</sub> <sub>960</sub> <sub>961</sub> <sub>962</sub> <sub>963</sub> <sub>964</sub> <sub>965</sub> <sub>966</sub> <sub>967</sub> <sub>968</sub> <sub>969</sub> <sub>970</sub> <sub>971</sub> <sub>972</sub> <sub>973</sub> <sub>974</sub> <sub>975</sub> <sub>976</sub> <sub>977</sub> <sub>978</sub> <sub>979</sub> <sub>980</sub> <sub>981</sub> <sub>982</sub> <sub>983</sub> <sub>984</sub> <sub>985</sub> <sub>986</sub> <sub>987</sub> <sub>988</sub> <sub>989</sub> <sub>990</sub> <sub>991</sub> <sub>992</sub> <sub>993</sub> <sub>994</sub> <sub>995</sub> <sub>996</sub> <sub>997</sub> <sub>998</sub> <sub>999</sub> <sub>1000</sub> <sub>1001</sub> <sub>1002</sub> <sub>1003</sub> <sub>1004</sub> <sub>1005</sub> <sub>1006</sub> <sub>1007</sub> <sub>1008</sub> <sub>1009</sub> <sub>1010</sub> <sub>1011</sub> <sub>1012</sub> <sub>1013</sub> <sub>1014</sub> <sub>1015</sub> <sub>1016</sub> <sub>1017</sub> <sub>1018</sub> <sub>1019</sub> <sub>1020</sub> <sub>1021</sub> <sub>1022</sub> <sub>1023</sub> <sub>1024</sub> <sub>1025</sub> <sub>1026</sub> <sub>1027</sub> <sub>1028</sub> <sub>1029</sub> <sub>1030</sub> <sub>1031</sub> <sub>1032</sub> <sub>1033</sub> <sub>1034</sub> <sub>1035</sub> <sub>1036</sub> <sub>1037</sub> <sub>1038</sub> <sub>1039</sub> <sub>1040</sub> <sub>1041</sub> <sub>1042</sub> <sub>1043</sub> <sub>1044</sub> <sub>1045</sub> <sub>1046</sub> <sub>1047</sub> <sub>1048</sub> <sub>1049</sub> <sub>1050</sub> <sub>1051</sub> <sub>1052</sub> <sub>1053</sub> <sub>1054</sub> <sub>1055</sub> <sub>1056</sub> <sub>1057</sub> <sub>1058</sub> <sub>1059</sub> <sub>1060</sub> <sub>1061</sub> <sub>1062</sub> <sub>1063</sub> <sub>1064</sub> <sub>1065</sub> <sub>1066</sub> <sub>1067</sub> <sub>1068</sub> <sub>1069</sub> <sub>1070</sub> <sub>1071</sub> <sub>1072</sub> <sub>1073</sub> <sub>1074</sub> <sub>1075</sub> <sub>1076</sub> <sub>1077</sub> <sub></sub>	

中間信託財産残高表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	10,737	金 銭 信 託	19,884
そ の 他 債 権	9		
銀 行 勘 定 貸	9,137		
合 計	19,884	合 計	19,884

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は26百万円、延滞債権額は831百万円、3ヵ月以上延滞債権額は該当金額なし、貸出条件緩和債権額は26百万円であります。また、これらの債権額の合計額は884百万円であります。

(付表)元本補填契約のある信託の内訳は次のとおりです。

合同運用指定金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	10,737	元 本	19,831
そ の 他	9,147	債 権 償 却 準 備 金	28
		そ の 他	23
計	19,884	計	19,884

中間連結貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	39,029	預 金	1,430,264
コールローン及び買入手形	79,503	借 用 金	14,100
買 入 金 銭 債 権	188	外 国 為 替	44
有 価 証 券	311,701	信 託 勘 定 借	9,137
貸 出 金	1,109,338	そ の 他 負 債	29,783
外 国 為 替	1,408	賞 与 引 当 金	687
リース債権及びリース投資資産	19,379	退 職 給 付 引 当 金	5,855
そ の 他 資 産	30,522	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	252
有 形 固 定 資 産	17,591	信 託 元 本 補 填 引 当 金	231
無 形 固 定 資 産	1,688	利 息 返 還 損 失 引 当 金	138
繰 延 税 金 資 産	3,485	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	85
支 払 承 諾 見 返	11,700	繰 延 税 金 負 債	0
貸 倒 引 当 金	△ 14,910	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,693
		支 払 承 諾	11,700
		負債の部合計	1,503,974
		(純資産の部)	
		資 本 金	22,725
		資 本 剰 余 金	17,630
		利 益 剰 余 金	61,116
		自 己 株 式	△ 2,667
		株主資本合計	98,804
		その他有価証券評価差額金	4,488
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	21
		土 地 再 評 価 差 額 金	963
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,473
		少 数 株 主 持 分	2,373
		純資産の部合計	106,650
資産の部合計	1,610,625	負債及び純資産の部合計	1,610,625

中間連結損益計算書〔平成21年4月1日から  
平成21年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		26,738
資 金 運 用 収 益	16,548	
(うち貸出金利息)	( 14,439 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,952 )	
信 託 報 酬	171	
役 務 取 引 等 収 益	1,875	
そ の 他 業 務 収 益	7,658	
そ の 他 経 常 収 益	484	
経 常 費 用		20,051
資 金 調 達 費 用	2,131	
(うち預金利息)	( 1,929 )	
役 務 取 引 等 費 用	710	
そ の 他 業 務 費 用	5,630	
営 業 経 費	9,974	
そ の 他 経 常 費 用	1,604	
経 常 利 益		6,687
特 別 利 益		212
固 定 資 産 処 分 益	2	
償 却 債 権 取 立 益	165	
信託元本補填引当金戻入益	43	
特 別 損 失		65
固 定 資 産 処 分 損	16	
減 損 損 失	49	
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		6,833
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,074	
法 人 税 等 調 整 額	346	
法 人 税 等 合 計		2,421
少 数 株 主 利 益		96
中 間 純 利 益		4,315

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 中間連結財務諸表の作成方針

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 27社  
おきぎんビジネスサービス株式会社  
おきぎん総合管理株式会社  
株式会社おきぎん経済研究所  
おきぎん保証株式会社  
株式会社おきぎんエス・ピー・オー  
株式会社おきぎんジェーシービー  
株式会社おきぎんリース  
その他(匿名組合 20社)

当中間連結会計期間において、匿名組合2社が新規設立により増加し、匿名組合3社が清算により減少しました。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません
- (2) 持分法適用の関連法人等  
該当事項はありません
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません
- (4) 持分法非適用の関連法人等  
該当事項はありません

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 27社

## 会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	5年～15年

  
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 貸倒引当金の計上基準  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,370百万円であります。
6. 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金の計上基準  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 信託元本補填引当金の計上基準

信託元本補填引当金は、元本補填契約を行っている信託の受託財産に対し、信託勘定における貸出金の回収不能見込額を基礎として、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還請求の損失に備えるため、過去の返還実績率等を勘案して計算した当中間連結会計期間末における損失発生見込額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上を行った睡眠預金の預金者からの払戻請求に備え、過去の払戻実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. リース取引の処理方法

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、前連結会計年度末日における固定資産の適正な帳簿価額をリース債権及びリース投資資産の期首の価額として計上しており、同会計基準適用後の残存期間においては、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

14. リース業務の収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結の範囲に関する適用指針)

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日）が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる当中間連結財務諸表に与える影響はありません。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,033百万円、延滞債権額は18,765百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は707百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,458百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,964百万円であります。なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,336百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  

有価証券	73,149 百万円
リース投資資産	9,625 百万円
その他資産	4,038 百万円

  
担保資産に対応する債務  

預金	7,503 百万円
借入金	13,200 百万円

  
上記のほか、為替決済の取引の担保として、有価証券37,099百万円、連結される子法人等の借入金等の担保として未経過リース契約債権855百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は476百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、138,292百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが66,315百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。  
上記のほか、総合口座取引における当座貸越未実行残高が45,616百万円あります。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日  
平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税価格に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。
- 有形固定資産の減価償却累計額 26,187 百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900百万円が含まれております。

11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,450百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 4,947円26銭
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 12.02%

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、株式等売却益292百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、株式等償却418百万円、貸倒引当金繰入額393百万円、貸出金償却285百万円及び株式等売却損247百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 204円17銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
地方債	8,002	8,271	268
社債	7,961	8,109	148
その他	4,997	4,912	△85
外国債券	4,997	4,912	△85
合計	20,961	21,292	331

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	18,677	21,213	2,535
債券	252,599	257,576	4,977
国債	206,442	211,158	4,715
地方債	28,794	29,634	840
社債	17,362	16,783	△578
その他	8,167	8,052	△114
外国債券	5,302	5,434	132
その他の有価証券	2,864	2,617	△246
合計	279,444	286,842	7,398

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、418百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「中間連結決算日の時価が取得原価に比べ30%以上下落したこと」としております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は5,010百万円増加、「繰延税金資産」は1,993百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,016百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した価格を理論価格としており、当該価格は、国債の利回りから算出する将来価値にコンパクシティ調整及びゼロ・フロア・オプション調整を行い算出しております。なお、国債の利回り及び利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

内 容	金 額（百万円）
満期保有目的の債券 私募事業債	1,450
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） その他出資金	1,852 594

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成21年9月30日現在）  
該当事項はありません
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年9月30日現在）  
該当事項はありません

（重要な後発事象）

当行は、平成21年11月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 取得を行う理由 株主の皆様への利益還元を図るため
2. 取得対象株式の種類 当行普通株式
3. 取得しうる株式の総数 150,000株（上限）
4. 株式の取得価格の総額 600,000,000円（上限）
5. 取得期間 平成21年11月16日から平成21年12月22日まで

なお、同決議に基づく自己株式の取得は以下のとおり終了いたしました。

1. 取得した株式の種類 当行普通株式
2. 取得期間 平成21年11月16日から平成21年12月10日まで（約定ベース）
3. 取得株式数 150,000株
4. 取得総額 508,186,000円
5. 取得方法 東京証券取引所における市場買付